令和5年度加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金 交付要綱

令和5年4月1日 福 祉 部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所(以下「居 宅訪問型児発」という。)の開設を促進し、外出をすることが著しく困難な障害 児につき、居宅を訪問し必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与す るため、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなか った報酬の一部を予算の範囲内において補助することについて、加古川市補助金 等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか必要な事項について定 めるものとする。

(補助金の種類等)

- 第2条 補助金の種類、範囲、補助率は別表第1に掲げるとおりとする。 (補助金の交付申請)
- 第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、加古 川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付申請書(様式第1号) に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申 請については、同一の年度において1回限りとする。

(補助金の交付決定)

- 第4条 前条の規定により申請があったときは、市長はその内容を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否及び交付決定をした場合に交付することとした補助金の額その他の事項を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。
- 3 市長は、補助申請者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、補助金等を交付することにより暴力団 を利すると認めるときは、補助金等の不交付を決定するものとする。

4 第1項の規定により交付の可否を決定したときは、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付(不交付)決定書(様式第2号)により、交付の可否及び交付決定をした場合に交付することとした補助金の額その他の事項を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業実績報告書(様式第3号)及び必要書類を補助事業の完了後又は補助金の交付決定を行った日の属する年度の終了後2週間以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第6条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金確定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。 (補助金の交付)
- 第7条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助事業者から加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金請求書(様式第5号)の提出を受け、補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

(報告及び調査)

- 第8条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業に関して補助事業者に対して報告を求め、又は調査することができる。
- 2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って 補助事業を実施していないと認めたときは、補助事業者に対して必要な指示を行 うことができる。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

- (5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、加古川市 居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 3 前2項に規定する返還の命令は、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備 促進事業補助金返還命令書(様式第7号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

44	性質	事業費補助
補助金の種類	目的	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる環境整備及び生活支援の充実を図ることを目的に、交付対象者が居宅訪問型児発の開設を行い、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬の一部を補助する
	交付対象者	次に該当する者 1 法人格を有する者 2 補助金の交付決定を行った日の属する年度の翌年度 4 月1日までに法第21条の5の15の規定に基づき居宅訪問型児発の事業を行う事業所として市内で初めて指定を受けた者
補助金の範囲	補助基準額	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表第4の1に掲げる単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に利用者補填分(各月の補填分(25人と月間訪問人数の差分)から算出した年度(交付決定を行った日の属する年度)内の合計数)を乗じて得た額に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)に掲げる等級に該当する地域区分に応じた単位数単価一覧表(平成30年4月以降)の単価を乗じた額。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ※補助期間は、年度間通算で1年を超えることはできない。
補助率	補助率	補助基準額の2/3 ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て るものとする。

様式第1号(第3条関係)

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

加古川市長様

申請者所在地 申請者名称 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金 交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 事業の内容及び経費区分(別記)
- 3 事業の着手(予定)年月日令和年月日事業の完了(予定)年月日令和年月日
- 4 添付書類
 - (1) 令和 年度事業計画書
 - (2) 令和 年度収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付(不交付)決定書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

加古川市長

令和 年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付の可否等について、下記のとおり決定しましたので、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付要綱第4条第4項の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 ・ 不交付
- 2 不交付の理由
- 3 補助基本額及び補助金の額 補助基本額 円補助金の額 円

4 補助金交付の条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付要綱に従わなければならない。

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所 整備促進事業実績報告書

令和 年 月 日

加古川市長様

補助事業者所在地 補助事業者名称 代表者氏名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった加古川市居宅訪問型 児童発達支援事業所整備促進事業補助金に係る補助事業について、加古川市居宅訪問型児童発 達支援事業所整備促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、事業実績を下記のとおり報告 します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
 - (うち交付済額 金 円)
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 事業の内容及び経費区分(別記)
- 4 事業の着手年月日令和年月日事業の完了年月日令和年月日
- 5 添付書類
 - (1) 令和 年度事業実績報告書
 - (2) 令和 年度収支決算書
 - (3) 居宅訪問型児発の開設を行った事実及びその日付が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金確定通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

加古川市長

印

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった加古川市居宅訪問型 児童発達支援事業所整備促進事業補助金の額を確定したので、加古川市居宅訪問型児童発達支 援事業所整備促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
 - (うち交付済額 金 円)
- 2 補助金確定額 金 円

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所 整備促進事業補助金請求書

	請求額		金				円
	補助金交付決定額 補助金確定額 補助金交付済額			円 円 円			
<	根拠>			1,7			
	補助金交付決定通知	[第	号、令和	年	月	日]
	補助金交付決定変更通知		第	号、令和	年	月	日]
	補助金確定通知		第	号、令和	年	月	日]

上記のとおり補助金を精算(概算)払いにより交付されたく、加古川市居宅訪問型児童発達 支援事業所整備促進事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

令和 年 月 日

加古川市長 様

補助事業者所在地 補助事業者名称 代表者氏名

振 替 先 金 融 機 関 名	預金の種別	口座番号	子 口座名義
銀行・信金 農協・信組	普通預金		フリガナ
支店	当座預金		

※口座番号は右詰で記入すること。

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付決定取消通知書

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

 様

加古川市長

令和 年 月 日付 第 号による補助金について、補助金の交付決定を取り消したので、加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付要綱第9条第 2項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 補助金交付決定額
 金
 円

 (うち交付済額
 金
 円)
- 2 補助金取消決定額 金 円
- 3 取消しの理由

加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所 整備促進事業補助金返還命令書

第

号

	様					令和	年	月	日
					加古川市	方長			印
加古川市居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業補助金交付要綱第 10 条第3項の規定 により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。									
記									
1	交付決定年月日及び番号		年	月	日 第		号		
2	補助金交付決定額 (うち交付済額	金金			円 円)				
3	補助金返還決定額	金			円				
4	返還を命ずる理由								
5	返還期限		年	月	日				
6	返還方法								